

市町村合併に関する住民説明会での主な質問・意見等について

日時 平成14年4月16日(火)から4月26日(金)
午後7時30分から午後9時

場所 市内10校下・地区(公民館など)

出席者 市民約650人

説明者 宮川助役、角田企画総務部長、米本主幹、竹内主幹、安田主幹
安川収入役、宮田総務課長、石野財政課長、堺主幹、久々江主査

主な質問・意見等

1 今、なぜ、急に合併が全国で論議されているのか。国は、合併しない自治体に対してペナルティを与えるのか。

ペナルティがあるかどうかは分からないが、国は、合併を進めるため期限を切って支援策を打ち出している。有利な財政措置があるうちがよいという意見がある一方で、合併は重大な問題であり、期限にこだわらずもっと慎重に検討すべきであるという意見もある。

2 合併することには賛成である。現状を考えると射水広域圏が適当と思う。しかし、合併した場合、今までよりももっと要望が通らなくなるのではないか。

地域格差が出るのではないかと不安はあると思うが、合併前の合併協議会で十分に審議したり、合併後の地域審議会を活用することで解消されるのではないかと考えている。

3 射水の町村では、新湊市との合併にアレルギーがあるのではないか。射水郡だけで合併し、新湊市だけが取り残されるということがあってはないか。

確かにそのような声も一部ではあるように聞いているが、今後も一緒に研究していくことで意見は一致している。

4 高岡地域との合併の場合、対等合併となるのか。射水地区の場合も町村からすれば吸収されるのではという不安があるのではないか。

市町村合併を進める場合の基本は対等合併であり、そうでないとうまくいかないと考えられる。

5 牧野・姫野問題を解決すべきでないか。30万人都市に賛成である。

高岡市と合併すれば解決するが、合併しない場合は、市町村の境界変更という問題になってくる。この場合、牧野、姫野地区住民の気運の盛り上がり的大事である。

6 東部地区の生活圏は富山市であり、富山市との研究はしないのか。また、東部地区でまとまれば富山市への編入は可能か。

県が示したパターンに基づき研究を行ったものであり、富山市から打診はない。また、新湊市からも打診していない。

富山市への編入は、境界変更になり、50年間ともに新湊市を築いてきたわけで、市を分割するようなことは極力避けるべきである。

7 新湊市が合併しなかった場合どうなるのか。10年後の新湊市の財政状況を示さないと判断できない。

経済状況の悪化や人口減少、少子・高齢化に伴い、市税収入の減少や住民負担の増加が予想されるので、良い状況になるとは考えられない。

8 職員の削減方法が甘い。

この中間報告書での職員の削減試算は、あくまで各市町村の職員の退職状況を勘案して仮に試算したものであり、今後、合併協議会が設置されれば、その中の新市建設計画や職員適正化計画で検討される事項である。

9 合併のメリット、デメリットを各パターン別に具体的に示してほしい。

現在、中間報告書の説明会を行っている段階であり、個々具体的なメリット、デメリット等については、今後、合併協議会が設置されれば、その中でより詳しく協議され、具体的なプラス面、マイナス面を示すことができると思う。

10 適正な行政規模を示せ。

地方交付税制度では、標準団体を10万人にしているが、人口や行政面積の関係もあり、効率的な規模はどれくらいかは大変難しい問題である。

11 合併した場合の将来像やビジョンを示せ。

今後、合併協議会が設置されれば、その中で住民の意見を聞きながら

決められることになる。

- 12 合併した茨城県のひたちなか市では、合併して地域格差がなくなったとか町と町の結束が強くなったという実例もある。このようなことも書けば、分かりやすいのではないか。既に合併した先進都市の事例を示せ。

合併した都市の実績や合併に向けて進行中の先進地のデータの収集に努め、機会をみて示したい。

- 13 県内各地域の取組状況はどうなっているのか。

県内各地域ごとの状況を報告

- 14 今後も住民への説明を行うのか。校下単位の説明ではなかなか住民に納得してもらえないので、もっと細かな単位で説明会をしないといけないのではないか。

これで終わったとは考えていない。要望があればいつでも説明に行きたいと考えている。また、大きな局面の時には、住民の意見を聞く必要も出てくるのではないかと思う。

- 15 説明には、専門用語を使わずに分かりやすい資料を作り、もっと小さな単位で、きめ細かく説明していかなければ住民に納得してもらえない。そうしないと、市民の気運の盛り上がりはないと思う。(要望)

- 16 住民の意見把握や意思確認、また、最終判断はどのような方法で行うのか。

住民の意向を把握することは重要なことであり、住民投票を実施するか、また、どのような方法で行うか現時点で判断できないが、何らかの形で、住民の意向を確認する必要もあるかも知れない。

- 17 平成17年3月まで間に合うのか、そのスケジュールを示せ。

国の指針では、合併協議会設置からおおむね22か月必要と言われていている。合併するとすれば、遅くとも今年度内に合併協議会を立ち上げる必要がある。

市町村合併の流れ

市町村合併研究会の設置

中間報告書の発表

※ 中間報告書住民説明会

任意合併協議会の設置

【協議事項】

新市将来構想策定、協定事項の検討、サービスと負担の検討

法定合併協議会設置の議決

・ 関係市町村の首長、議員、その他職員、学識経験者等で構成

法定合併協議会の設置

・ 全関係市町村の議決で設置

【協議事項】

合併の是非、合併の期日、新市町村名、事務所の位置、

市町村建設計画、議員の定数と任期、一般職員の身分の取扱い

その他必要な事項

合併協定書の調印

関係市町村の議会で合併の議決

県知事への申請

・ 関係市町村すべてから申請

県議会の議決と県知事の決定

総務大臣への届出と告示

新市町村の誕生

一般的に22か月必要とされている。